

■ 利用者の負担軽減制度について

特養ホーム(又は短期入所)を利用した場合は、介護サービス費と食費・居住費・日常生活費等が利用者の負担となります。これらの料金は、施設と利用者の契約により決められますが、低所得者の方は認定申請することにより料金が軽減される場合があります。(安くなります。)

次の1～3のすべてに該当する方が認定の対象となります。

(認定申請をしない場合は、第4段階となります)

- 1 本人および世帯全員が住民税非課税であること
- 2 配偶者がいる場合は、世帯が異なる場合でも配偶者も住民税非課税であること
- 3 本人および配偶者の預貯金等の金額が認定要件の額以下であること

利用者負担段階	要件1_所得状況	要件2_預貯金等の状況
第1段階	世帯全員および配偶者住民税非課税かつ本人が老齢福祉年金受給者、もしくは生活保護受給者	1,000万円以下 (夫婦：合計2,000万円以下) 生保者を除く
第2段階	世帯全員および配偶者住民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金+非課税年金の計が80万円以下	650万円以下 (夫婦：合計1,650万円以下)
第3段階の①	世帯全員および配偶者住民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金+非課税年金の計が80万円超120万円以下	550万円以下 (夫婦：合計1,550万円以下)
第3段階の②	世帯全員および配偶者住民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金+非課税年金の計が120万円超	500万円以下 (夫婦：合計1,500万円以下)
第4段階	・住民税課税者がいる世帯 ・負担限度額認定未申請の方や非該当の方	なし

■ 負担段階ごとの食費・居住費について

利用者負担段階	居住費		食費 〔短期利用の場合〕	
	従来型個室	多床室		
第1段階	320円	0円	300円	〔300円〕
第2段階	420円	370円	390円	〔600円〕
第3段階の①	820円	370円	650円	〔1,000円〕
第3段階の②	820円	370円	1,360円	〔1,300円〕
第4段階	1,171円	855円	1,445円	〔1,445円〕